

【用語】川原湯村—吾妻郡長野原町 内湯—入浴施設を屋内に設けたもの 雪隠—便所、かわや 湯株—温泉を引き、温泉業や旅館業を営む権利 公訴—公の場へ訴え出ること 達而—特に、強いて 大乘院—本山派修験の寺院

【解説】川原湯温泉には、建久四年（一一九三）に源頼朝が入浴したという伝承がある。共同湯は王湯と呼ばれ、笊りんどうの紋を使い、頼朝が入浴した際に腰をかけた衣掛石もある。七日から一〇日の入湯を一回りとする温泉で、「沼田領郷村品々記録」によれば湯銭二〇〇貫文ほどを納めているが、これは草津に次ぐものであり、繁盛のほどがうかがわれる。毎年正月二十日の未明には湯かけ祭りが行なわれ、無病息災・福音到来を祈念している。

この文書は天保七年（一八三六）三月、川原湯温泉で湯宿を経営していた孫右衛門の借金が嵩んだため、湯屋敷や湯株を二五〇両で売却する際の内規定書である。このなかで注目されるのは、「内湯」と「湯株」という表現である。まず「内湯」についてみると、温泉は本来湯治場であり、それは共同湯を利用したものであつて、川原湯温泉もその例外ではなかつた。しかし、世の中が泰平になり物見遊山や暑さを避け、さらには観光目的などで温泉を訪ねてくる富裕な商人や農民が多くなると、湯宿における相部屋や共同湯を避けるようになつた。これを反映して内湯、すなわち旅宿内に湯を引いて、湯浴みを楽しむことのできる部屋が設けられるようになつたのである。それに内湯を持つことは、旅宿の格式を示すものでもあつた。内湯は、温泉が湯治場から脱却する一つの指標でもある。一方、「湯株」は温泉で営業をするために必要な権利である。これが売買されるということは、温泉宿の経営が投資の対象となつたことを示している。